

電気需給約款

長野都市ガス株式会社

目 次

I	総則	3
1	適用	3
2	需給約款等の変更	3
3	定義	4
4	単位および端数処理	5
5	実施細目	5
II	契約の申込み	6
6	需給契約の申込み	6
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需要場所	7
9	需給契約の単位	7
10	供給の開始	7
11	承諾の限界	7
12	需給契約書の作成	7
III	契約種別および料金	8
13	契約種別	8
14	従量電灯	8
15	低圧電力	10
IV	料金の算定および支払い	12
16	料金の適用開始の時期	12
17	検針日	12
18	料金の算定期間	12
19	使用電力量の算定	12
20	料金の算定	12
21	日割計算	13
22	料金の支払義務および支払期日	13
23	料金その他の支払方法	14
24	延滞利息	15
V	使用および供給	16
25	適正契約の保持	16
26	供給の停止	16

27	供給停止の解除	16
28	供給停止期間中の料金	16
29	違約金	17
30	供給の中止または使用の制限もしくは中止	17
31	損害賠償および債務の履行の免責	17
32	設備の賠償	17
VI	契約の変更および終了	19
33	需給契約の変更	19
34	名義の変更	19
35	需給契約の廃止	19
36	需給契約開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	19
37	解約等	22
38	需給契約消滅後の債権債務関係	22
VII	供給方法および工事	23
39	需給地点および施設	23
40	工事費負担金等相当額の申受け等	23
41	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	23
VIII	託送約款等の遵守	
42	託送約款等の遵守	24
IX	その他	
43	不可抗力	26
44	準拠法	26
45	管轄裁判所	26
46	信用情報の共有	26
47	反社会的勢力の排除	26
附則		28
別表		30

I 総 則

1 適用

- (1) この電気需給約款（以下「この需給約款」といいます。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して当社が電気を供給するときの基本的な契約条件を定めたものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この需給約款は、原則、次の地域に適用いたします。
長野県下高井郡山ノ内町、上高井郡小布施町、中野市、須坂市、長野市、千曲市、上田市、東御市、北佐久郡御代田町、小諸市、佐久市
- (3) この需給約款は、当社が電気料金メニュー等のサービスの内容ごとに別途定める個別の定義書（以下「電気料金メニュー定義書」といいます。）と合わせて適用いたします。

2 需給約款等の変更

- (1) 当社は、この需給約款および電気料金メニュー定義書を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の需給約款および電気料金メニュー定義書によります。
- (2) お客さまの需要場所を供給区域内とする一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド株式会社とし、以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この需給約款および電気料金メニュー定義書を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この需給約款および電気料金メニュー定義書を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の需給約款および電気料金メニュー定義書によります。
- (3) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この需給約款および電気料金メニュー定義書を変更することがあります。この場合、契約期間の途中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款および電気料金メニュー定義書によるものといたします。
- (4) 当社は、需給約款および電気料金メニュー定義書を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 定 義

次の言葉は、この需給約款および電気料金メニュー定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金単価および基準単価には消費税等相当額を含みます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期

間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この需給約款および電気料金メニュー定義書において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、15（低圧電力）(3)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この需給約款および電気料金メニュー定義書の実施上必要な細目的事項は、この需給約款およびお客さまが適用を受ける電気料金メニュー定義書の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款、適用を希望される電気料金メニュー定義書および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、適用を希望される電気料金メニュー定義書、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、および料金の支払方法

- (2) 契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。なお、当社は、需給契約にもとづきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、当該接続供給のために当該一般送配電事業者が必要とする事項について、当該一般送配電事業者へ情報を提供いたします。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。

ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日から遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約等により需給契約が消滅する日までといたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力をあわせて契約する場合等を除き、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によって、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

12 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	B
		C
電力需要	低圧電力	

14 従量電灯

(1) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申

出によって定めます。

- (ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、お客さまが適用を受ける電気料金メニュー定義書のとおりといたします。

(2) 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、この供給条件による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、この供給条件による電気の需給契約の申込みの際の契約容量を基準として定めます。

なお、当該一般送配電事業者もしくは当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ニ 料金

料金は、お客さまが適用を受ける電気料金メニュー定義書のとおりといたします。

15 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者もしくは当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ この供給条件による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、この供給条件による電気の需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。

(4) 料金

料金は、お客さまが適用を受ける電気料金メニュー定義書のとおりといたします。

(5) 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として 90 パーセント以上に保持していただきます。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

IV 料金の算定および支払い

16 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

17 検針日

検針日は、託送約款等に定める、当該一般送配電事業者が、実際に検針を行った日または検針を行ったとされる日といたします。

18 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

19 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (2) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受けます。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまとの協議によって定めま

20 料金の算定

- (1) 料金は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別およびお客さまが適用を受ける電気料

金メニューの料金を適用して算定いたします。

21 日割計算

- (1) 当社は、20（料金の算定）(1)の場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表 2（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ イ、ロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 20（料金の算定）(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

22 料金の支払義務および支払期日

- (1) 1 か月の電気料金の支払義務発生日（電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日をいいます。）は、当該 1 か月の電気の検針日以降に計算する電気料金の請求日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

23 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてイまたはロにより支払っていただきます。

ただし、イもしくはロによる支払いができない場合等特別の事情がある場合には、当社の指定により、ハにより支払っていただくことがあります。

また、支払に関する手続き完了までに時間を要した場合、解約があった場合又は残高不足等により再度の振り替えが必要になった場合等、その他の事情により、複数の電気料金を同一月に個別に或いはまとめて請求することがあります。
- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) 当社は、原則として、請求書の発行に係る手数料等これにともない要する費用に相当する金額を申し受けます。
- (3) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
- (4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (5) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

24 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 23（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたときはこの限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に日 0.0274 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times 10 \div 110$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払

われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

25 適正契約の保持

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者または当社に重大な損害を与えた場合

ハ 託送約款等の定めに反して、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者または当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき

ニ 42（託送約款等の遵守）(1)に反して、当該一般送配電事業者もしくは当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 42（託送約款等の遵守）(2)によって必要となる措置を講じられない場合

- (3) お客さまがその他託送約款等に反した場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

27 供給停止の解除

26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、当該一般送配電事業者もしくは当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、当該一般送配電事業者は、特別の事情がある場合を除き、すみやかに電気の供給を再開いたします。

28 供給停止期間中の料金

26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 21（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

29 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

30 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当該一般送配電事業者または当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当該一般送配電事業者が、託送約款等にもとづき供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止する場合
- (2) (1)の場合には、当該一般送配電事業者または当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行いません。

31 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 30（供給の停止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、当該一般送配電事業者が接続供給を停止した場合、または、当該一般送配電事業者または当社が電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または7（需給契約の成立および契約期間）(1)もしくは37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

32 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者

の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

33 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

ただし、契約電流、契約容量、契約電力、または異なる電気料金メニュー一定義書への適用変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

- (2) (1)の場合、当社は、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外の事項のお知らせについては省略することがあります。

34 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電磁的方法、口頭、電話等によることができます。

35 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめ通知をする日の翌日以降の廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

- (2) 需給契約は、37（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の当日以降に受けた場合は、通知を受けた日の翌日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ハ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に需給契約が消滅するものといたします。

36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、

契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定された契約電流、契約容量または契約電力分につき、従量電灯の場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し、低圧電力の場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない、当該一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、当該一般送配電事業者が託送供給約款等を適用して算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額が生じた場合は、その差額相当額を申し受けます。

(2) 契約電流、契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電流、契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分につきさかのぼって、従量電灯の場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し、低圧電力の場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお、それぞれの使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電流、契約容量または契約電力を増加されたことにともない、当該一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、当該一般送配電事業者が託送供給約款等を適用して算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額が生じた場合は、その差額相当額を申し受けます。

(3) 契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電流、契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約電流、契約容量または契約電力を減少される日の前日までの料金について、減少される日以降の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分につきさかのぼって、従量電灯

の場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し、低圧電力の場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお、それぞれの使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。

ロ 当社は、当該一般送配電事業者の供給設備のうち減少契約電流、減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当該一般送配電事業者が託送供給約款等を適用して算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額が生じた場合は、その差額相当額を申し受けます。

(4) 契約電流、契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電流、契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電流、契約容量または契約電力を増加された日から契約電流、契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約電流、契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約電流、契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分といいたします。）につきさかのぼって、従量電灯の場合は該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し、低圧電力の場合は該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお、それぞれの使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電流、契約容量または契約電力を上回る契約電流分、契約容量分または契約電力分（減少後の契約電流、契約容量または契約電力が増加前の契約電流、契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約電流、契約容量または契約電力分といいたします。）と残余分の比であん分してえたものといいたします。

ロ 当社は、当該一般送配電事業者の供給設備のうち減少契約電流、減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当該一般送配電事業者が託送供給約款等を適用して算定した臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額が生じた場合は、その差額相当額を申し受けます。

(5) (1)または(2)に該当するお客さまが当該需要場所において廃止後も引き続き他の需給契約または需給契約以外の契約により電気の供給を受ける場合で、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで当該一般送配電事業者が新たに施設した供給設備を撤去することが明らかになったときは、(1)または(2)に準じて料金および工事費の精算をいたします。

37 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお知らせいたします。

イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ この需給約款およびお客さまが適用を受ける電気料金メニュー定義書によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この需給約款およびお客さまが適用を受ける電気料金メニュー定義書から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ お客さまがその他この需給約款およびお客さまが適用を受ける電気料金メニュー定義書に反した場合

- (2) 26（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまが、35（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

38 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

39 需給地点および施設

- (1) 当社は、託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者が施設する供給設備を介して、電気を供給いたします。
- (2) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当該一般送配電事業者の所有とし、当該一般送配電事業者が託送約款等にもとづき施設いたします。
- (4) 当該一般送配電事業者の供給設備、計量器および通信設備等の施設場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- (5) 当社が当該一般送配電事業者から電気の供給または計量にあたり必要な設備の施設を求められた場合には、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社および当該一般送配電事業者がその設備を無償で利用できるものいたします。

40 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

41 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

VIII 託送約款等の遵守

42 託送約款等の遵守

(1) 立入業務への協力

当該一般送配電事業者および当社は、必要に応じて、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 電気の使用にともなう協力

イ お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

(イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

(ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

(ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

(ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合

(ホ) その他(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)に準ずる場合

ロ お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、イに準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

(3) 調査への協力

イ お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

ロ 当該一般送配電事業者は、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

(4) 保安への協力

イ 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに

適当な処置をいたします。

(イ) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

(ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(5) 用地の確保への協力

電気の供給にともない当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

(6) 供給の停止への協力

26（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が、電気の供給を停止する場合であって、当該一般送配電事業者が、自らの供給設備もしくはお客さまの電気設備において、適当な処置を行う場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

IX その他

43 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないものといたします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約できるものといたします。

ロ 解約に伴う損害はお客さま、当社共に賠償責任を負わないものといたします。

44 準拠法

この需給約款およびお客さまが適用を受ける電気料金メニュー定義書に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

45 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、長野地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

46 信用情報の共有

当社は、お客さまが 37（解約等）(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

47 反社会的勢力の排除

(1) お客さまおよび当社は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、事前に通知の上、需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。

イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

ハ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、

反社会的勢力を利用していると認められるとき

ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき

ホ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) お客さまおよび当社は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、事前に通知のうえ、契約の全部または一部を解除できるものといたします。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる行為

(3) お客さまおよび当社は、自己が将来にわたり(1)および(2)に該当しないことを表明および確約いたします。

(4) お客さまおよび当社は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するものといたします。

(5) お客さまおよび当社は、相手方が(3)および(4)の規定に違反した場合は、事前に通知のうえ、需給契約の全部又は一部を解除できるものといたします。

(6) お客さままたは当社が前各項の規定により契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものといたします。

附 則

1 実施期日

この需給約款は、２０２６年１２月１日から実施いたします。

2 本約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、２０２６年１２月１日から２０２６年１２月３１日までに支払義務が発生するものについては、２０２６年１１月３０日までお客さまが適用を受ける電気料金メニュー定義書（２０２３年４月１日実施）に定める料金表により算定いたします。また、２０２６年１１月３０日以前より需給契約が継続し、２０２７年１月１日から２０２７年１月３１日までに初めて支払義務が発生するものについては、２０２６年１１月３０日までお客さまが適用を受ける電気料金メニュー定義書（２０２３年４月１日実施）に定める料金表により算定いたします。

別 表

1 契約容量および契約電力の算定方法

14（従量電灯）(2)または15（低圧電力）(3)の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)÷1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732÷1,000

2 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

1 月の該当料金×日割計算対象日数÷計量期間等の日数

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。